

【1991年2月5日】老人保健制度の改正について（答申）

社会保障制度審議会

平成3年2月5日

厚生大臣 下条 進一郎 殿

社会保障制度審議会
会長 隅谷三喜男

答申書

平成3年1月25日厚生省発老第3号をもって諮問のあった件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

記

老人保健医療対策については、本審議会はこれまで昭和55年12月の「老人保健医療対策について（意見）」及び昭和60年1月の「老人福祉の在り方について（建議）」において、高齢者に対する訪問看護等の介護体制の充実を期待し、また、平成元年12月の「国民健康保険制度の長期安定確保策について（意見）」において、老人医療費の財源負担の在り方について、国等が公費負担の十分な拡充を含め適切な対策を早急に講じる必要があることを指摘したところである。

高齢社会に向けて、予防から治療、リハビリテーション等に至る一貫したサービスを提供する老人保健医療対策を推進することはきわめて重要であるが、とりわけ老人の介護体制の充実は今日的課題である。

今回の老人保健制度の改正は、老人訪問看護事業の創設、介護に着目した公費負担割合の引上げ等を行うものであり、本審議会の従来意見等におおむね沿うものと考えられる。

本審議会は、今回の改正が公費負担拡充を含む介護体制の充実の第一歩と理解して了承し、これがマンパワーの確保を含め高齢者保健福祉推進十か年戦略の積極的な展開に結びつくことを期待したい。

なお、一部負担金については、老人保健制度は老人以外の人々の拠出を基本としているだけに、その人々の医療保険制度での一部負担との均衡、各種施設の費用負担とのバランスもあるとはいえ、その負担の程度について国民の理解を得るように努めることを望みたい。